

第22回参議院議員通常選挙

投票日は **7月11日(日)** です

投票時間は **午前7時から午後6時まで**

※清里町では投票終了時間を繰り上げて、午後6時までとしていますのでご注意ください

投票できる方は

今回の選挙で投票できる方（選挙人名簿に登録される選挙人）は、平成22年6月23日現在において、次の要件を満たしている方です。（年齢要件は平成22年7月11日現在）

- ①平成22年3月23日までに清里町に住民登録をし、引き続き町内に住んでいる方
- ②平成22年7月12日までに生まれた方
- ③法律で定めるところにより、選挙権が停止されていない方

期日前投票

投票日に仕事や旅行・冠婚葬祭などで当日投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。入場券をお持ちのうえ、お越してください。（印鑑は不要です）

●期日前投票ができる期間

7月10日(土)まで（土・日も投票できます）

午前8時30分から午後8時まで

●期日前投票ができる場所

清里町役場1階小会議室

※従来の不在者投票も、今までどおり行われますので、病院や選挙管理委員会で手続きしてください。

- ・入院、入所中の病院や老人ホームで投票する方法
- ・出張先、旅行先の市町村で投票する方法

郵便による不在者投票

身体に重度の障がい等がある場合など、投票所に行けない方のために郵便による投票制度があります。また、本人が自書できない場合は代理記載の制度もありますが、利用するには事前に郵便等投票証明書の交付を受け、代理記載人となるべき方の届け出が必要です。

交付にあたっては、郵便等投票証明書交付申請書及び障がい等の程度が証明できる書面、また介護保険被保険者証（要介護5）の提示が必要となります。

すでに郵便投票証明書の交付を受けている方は、投票日4日前（7月7日）までに投票用紙の交付申請を行ってください。なお、現在お持ちの証明書の有効期限が選挙期日前に切れる場合は、再交付の申請が必要です。詳しくは清里町選挙管理委員会におたずねください。